

災害研究支援委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(8), 第57条, 及び委員会規程に基づく災害研究支援委員会(以下, 委員会という。)は, 本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は, 減災並びに災害からの復興に寄与する研究・活動の支援を行う。
- 3 委員会は, 委員若干名で組織する。
 - 2 委員は, 正会員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
 - 4 委員長は, 第2項で定める委員の中から理事長が指名する
 - 5 委員長指名による副委員長を置き, 委員長を補佐する。
 - 6 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員が, その職務を代行する。
- 4 本規程の改正は, 理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は, 2021年11月15日より施行する。